

学校環境緑化事業交付金交付要綱

公益財団法人かがわ水と緑の財団

(目的)

第1条 公益財団法人かがわ水と緑の財団（以下「財団」という。）は、学校募金を原資とし、学校環境緑化事業に対して交付金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象は、学校敷地内の環境緑化を行う、学校募金を実施する学校とする。

(交付限度額)

第3条 交付金は、原則として、前年度の学校募金額の6割を上限とする。ただし、理事長が学校緑化に特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(交付申請)

第4条 この交付金により事業を実施しようとする学校長（以下「事業実施学校長」という。）は、交付申請書（第1号様式）を財団理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 財団理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは交付金の交付を決定し、事業実施学校長に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 前条において交付の決定を受けた事業実施学校長は、事業の内容を著しく変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した書類を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団理事長は、前項の規定に関わらず、事業の実施に伴う交付金額の減額については、実績報告書において減額して報告することができるものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施学校長は、事業完了後、速やかに実績報告書（第2号様式）を財団理事長に提出するものとする。

(交付金の額の確定)

第8条 財団理事長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、交付金の額を確定し、事業実施学校長に通知するものとする。

(交付金の交付)

第9条 財団理事長は、交付金の額の確定後において、事業実施学校長に交付金を交付するものとする。

2 財団理事長は、前項の規定に関わらず、事業の実施上必要と認めたときは、交付金の一部又は全部を概算払することができるものとする。

3 業実施学校長は概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を財団理事長へ提出するものとする。

（決定の取消し）

第10条 財団理事長は、事業実施学校長が、交付金を他の用途に使用し、その他交付事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく財団理事長の処分に違反したときは、当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第11条 財団理事長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

2 財団理事長は、事業実施学校長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。